

# 令和4年第14回教育委員会議事録

令和4年8月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年8月24日（水）午後2時00分～午後2時59分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員 對馬 初音 委員 久保田 福美

委員 伊井 希志子 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃  
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

庶務課長 村野 貴弘 学務課長 松下 美穂子  
学校ICT担当課長

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 宮崎 敬司  
就学前教育支援センター所長

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター所長 佐藤 正明

済美教育センター 加藤 則之 済美教育センター  
統括指導主事 教育相談担当課長 保土澤 尚教

中央図書館長 原田 洋一

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 5名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第57号 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第58号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第4号)  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第59号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書(令和5年度使用)の採択について

### (報告事項)

- (1) 富士見丘小学校移転に伴うスクールバスの試行的導入について
- (2) 小学6年生移動教室運營業務受託者候補者の選定結果等について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

- 議案第57号 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する  
条例等の一部を改正する等の条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . . 18
- 議案第58号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第4号)  
(区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . . 20
- 議案第59号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校  
及び中学校の特別支援学級において使用する教  
科用図書(令和5年度使用)の採択について . . . . . 4

### 報告事項

- (1) 富士見丘小学校移転に伴うスクールバスの試行的導入  
について . . . . . 7
- (2) 小学6年生移動教室運營業務受託者候補者の選定結果  
等について . . . . . 10
- (3) 学校運営協議会委員の任命について . . . . . 16
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について . . . . . 17

**對馬委員（職務代理者）** 定刻になりましたので、ただいまから令和4年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は教育長が欠席とのことですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、私對馬があらかじめ指名された職務代理者として本日の会議を主宰します。

なお、定足数を満たしておりますので、このまま会議を進めます。

では、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、職務代理者の對馬委員より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

**對馬委員（職務代理者）** 議案第57号、第58号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。従いまして、議案第57号、及び第58号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

（「意義なし」の声）

ありがとうございます。それでは異議がございませんので、そのようにさせていただきます。それでは、まず他の議案の審議を行います。事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** それでは日程第3、議案第59号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（令和5年度使用）の採択について」を上程いたします。

済美教育センター所長からご説明いたします。

**済美教育センター所長** 私からは議案第59号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（令和5年度使用）の採択について」、ご説明申し上げます。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などの関係法令に基づき、毎年採択を行っております。

また、特別支援教育の教科用図書の採択につきましては、学校教育法の附則第9条の規定に基づいて行っておりますが、特別支援学校につきましては、学校教育法施行規則第131条第2項、特別支援学級につきましては同第139条において一般図書を使用することができると規定されております。

教科用図書の調査研究につきましては、教育委員会が任命した委員による教科書調査委員会を設置し、規則・要綱・手引きに基づき、特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級からの報告を参考に、合計721点の図書について調査研究を行いました。調査研究結果につきましては、7月27日に特別支援教育教科書調査委員長から教育委員の皆様へ調査報告書とともに、口頭でもご報告させていただきます。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、区立特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、お願いします。

**久保田委員** 今回のご提案の教科書採択について、全く異議がございません。

先日の調査委員会の報告で、いろんなお話を伺いまして、改めてこの膨大な教科用図書、これを元に、各学校、各学年、また各学級、それぞれの生徒・児童の実態に合わせて使用していくということ。あわせて、単に教科用図書を使うだけではなく、教師のお互いの指導の工夫など、様々な工夫がなされているということも伺い、やはり素晴らしいと思いました。

また、来年度以降もこれらの教科用図書を使いながら、子どもたちのためにより良い、正に個別最適な教育の実現に向けて頑張っていただければと思っております。よろしく申し上げます。

**折井委員** 私も一括採択で異議ございません。参考までにお伺いしたいのですが、この採択後、子どもたちには4月以降、教科書として使う本を渡すまでの間、どのような過程で選択がなされ、そして注文、取り寄せ

等が行われるかについてももう少し教えていただけますでしょうか。

**済美教育センター所長** 今回選定されました一般図書含めた教科用図書から、子ども達の様々な実態、あとは様々な発達段階に合わせて、その子に本当に適しているかどうかということをしちんと判断をして、適切な時期に適切な教科書を配布できるように、各学校が検討しているところでございます。

**折井委員** 本当に数が多いですし、拝見させていただくと、昔から知っているような絵本なり、本があるかというふうに思うんですけども、全て取り寄せようと思ったら、手に入るようなものなのではないでしょうか。

**済美教育センター所長** ここにあるものの中には販売が中止になってしまうようなものもたまに出てきます。そういった時には、先ほど申し上げたその子に適したものを再度選んで、その中からどれがいいか。また、一般図書だけではなくて、教科用図書、様々なものを工夫して、適切な教材を使って、子どもたちに合った指導を重ねております。

**折井委員** ありがとうございます。

**伊井委員** 先日の教科書の調査委員会のご報告も伺い、また具体的に先生方のお話を伺って、例えば子どもたちそれぞれの発達状況によって、細やかに教科書を選んで、そしてまた調整しながら進めてくださっているという丁寧なご指導の内容を具体的にいくつか伺いすることができましたので、今回の採択も賛同させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**對馬委員（職務代理者）** 私も皆さんがおっしゃったように一括採択した上で、現場で先生方が最適なものを選んでくださるというのが1番よろしいと思っておりますので、皆さんがよければこれで採決していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、對馬委員、議案の採決をお願いいたします。

**對馬委員（職務代理者）** それでは採決を行います。議案第59号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

それでは異議がございませんので、議案第59号につきましては、原案のとおり可決といたします。それでは続きまして、報告事項の聴取を行

いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは報告事項1番「富士見丘小学校移転に伴うスクールバスの試行的導入について」、学務課長からご説明いたします。

**学務課長** それでは私から、「富士見丘小学校移転に伴うスクールバスの試行的導入について」ご報告いたします。

富士見丘小学校は、現在、「富士見丘小・中学校改築基本計画」に基づき、令和5年9月の移転に向けた改築工事を進めておりますが、この基本計画におきまして、小学校の移転に伴う通学の長距離化や、幹線道路の横断による児童の負担軽減が課題とされておりました。これについて検討を進めまして、スクールバスを試行的に導入することといたします。スクールバス運用の概要ですが、目的は小学校の移転に伴う通学路の長距離化や、幹線道路の横断による児童の負担軽減でございます。対象地域ですが、現在の富士見丘小学校の通学距離は最長で直線で概ね1.5kmでございますので、移転後の通学距離が概ね1.5kmを超えることになる「上高井戸一丁目1番～23番」といたします。

対象者は富士見丘小学校に通学する児童のうち、今申し上げました対象地域に住所のある1年生から3年生といたします。

乗降場所は1か所で、便数につきましては、登校時は1便で同時刻に2台に分散していただき、下校時は4便を1台で運行します。

下校時4便の内訳でございますが、学年によっては授業終了時間も異なりますので、それに対応するために2便。それと学童クラブを利用する児童に対応するための2便というふうに考えております。

運行日は、授業や学校行事がある開校日と、それ以外で学童クラブを運営する日、土曜日ですとか長期休業日ということで考えております。

その他といたしまして、対象地域に住所がある4年生から6年生に対しては、公共交通機関の利用を認めたいというふうに考えております。

また、運用の詳細については、学校・PTA・地域関係者等と調整を進めて参りたいと考えております。

なお、スクールバスについては、他自治体では利用者が少なく廃止したといったケースなどもございますので、運用開始から3年後の令和8年度に利用状況等の検証を行いまして、本格導入についての可否を検討決定いたします。

今後の主なスケジュールとしましては、9月に文教委員会へ報告、10



月に地域関係者・保護者へ説明。令和5年度に入りまして、5月に乗車希望調査を実施しまして、新校舎での学校運営が開始します、9月から試行的導入を開始したいと考えております。

なお、学童クラブ利用者の試行的導入につきましては、新校舎への学童クラブの移転が令和6年度の4月でございますので、この時にあわせて開始いたします。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** いよいよ富士見丘小学校の新校舎の運用が来年の9月からということで、これに向けて特に安全面を配慮した今回のスクールバスの試行的導入、本当にありがとうございました。

やはり遠距離の、特に低学年の子どもたちにとっては、保護者も含めていろいろ心配な点もあろうかと思っておりますので、今回の試行的な導入ということを進めながら、検討していただければと思っています。

特に学校・保護者・PTA・地域等の話し合いも重ねながら、より良い形で取り組んでいけたらと思っています。

よろしく申し上げます。

**学務課長** 大変ありがとうございます。

そういった形で、地域の方としっかりと話をしながら進めていきたいと思っております。

いつもありがとうございます。

**對馬委員（職務代理者）** この対象地域「上高井戸一丁目1番～23番」というところに想定される児童数といえますか。このスクールバスを利用しそうなご家庭、児童数がどのぐらいと考えているのでしょうか。

**学務課長** その年々で違ってはきますが、現在、富士見丘小学校に通われている1年生から3年生でこの地域にお住まいの方というのが30人でございます。

また富士見丘小学校にどれぐらい進学されるかといった推計の人数が、大体年間で30人から50人ぐらいの間というふうになるかと考えています。多分来年あたりは30人ぐらいなんですけど、その後少しずつ増えてくるかなと予測しております。

**對馬委員（職務代理者）** ありがとうございます。

1年生から3年生はスクールバスということで、4年生以上は公共交通機関の利用を認めるとなっていますけれども、公共交通機関を使うとすると、どういう方法で行くのでしょうか。

**学務課長** このエリアが、京王線の八幡山から芦花公園駅の辺りのエリアというふうになりまして、ちょうど関東バスの芦花公園から荻窪に行くバスのバス停のあるような位置になります。ですので、関東バスで高井戸駅まで行っていただいて、その後高井戸駅からは井の頭線で富士見ヶ丘駅まで行っていただくというようなルートになろうかと思います。

**折井委員** ご説明どうもありがとうございます。スクールバスの導入というのは本当にいいことだというふうに思います。先ほど對馬委員からも質問がありましたけれども、伺ったところ、公共交通機関を使うのはルートの的に、こうちょっと現実的ではないのではないかと、だいたいぐるぐる回っているような感じがいたしますので、実際は歩くことになるのかなというふうに思います。

私も小学生の時に引っ越しをした関係で、結構30分ぐらいかけて通学していたんですけど、高学年ではありましたけれども、他の子がさっと学校に行く中、結構早くから出て行っていました。23区内の子どもと、地方の例えば通学に45分が当たり前っていう状況とはやはり感覚もだいぶ違いますし、そんな中で大きな幹線道路を抜ける等々の状況があります。今回のような改築、移転によって校舎が新しくなると、たいてい人数がどんどん増えていくっていう傾向もありますし、そのようなことも考えて、1年生から3年生っていうことをお話しされていることも状況的によくわかります。ただ学校の移転をするということに際して、様々な議論がなされ、保護者の方や地域の方からは、心配や懸念があった中で、きちんとした手を打っていっていきますから、というお話をされていたのも数年前の記憶にあるんですが、それを踏まえて、可能な限り子どもが学校に行ってから1日をしっかりと、元気に過ごせるように配慮をしていただきたいというふうに思います。

一昔前のように、学校に全部教科書を置いて、私だけだったかもしれませんが、空っぽのランドセルで行き来をするのではなく、状況によってはタブレットも、タブレットも結構重いんですよ、タブレットも入れたぎちぎちなランドセルと、プラス $\alpha$ でいろんな持ち帰りの物もあり、相当重いんですよ。なので、そういった中で通う子どもたちが疲弊し

てしまわないように、十分な配慮を是非していただきたいというふうに思います。以上です。

**学務課長** ご意見ありがとうございます。安全面ということで、これからまた新しい通学路を定めるに当たりまして、通学路点検を行って行くんですけれども、そういった面でも配慮をしていきながら対応していきたいと思っております。

また、小学校の4年生から6年生については、高学年ということで体力もついてくるということ、あとバスの定員数の関係等もありまして、現段階では対象者というふうに考えてないんですけれども、今後も状況を見ていきながら、そういったことも含めて、色々と進めていければというふうに思いますので、よろしく願います。どうもありがとうございます。

**伊井委員** 重なる部分もあると思うんですけれども、ご兄弟関係でどのように対応していくかというような、もちろん、ご家庭のお考えがあたりだとは思いますが、スクールバスを走らせるという状況が、これまでにあったことではないのではないかなと思うので、その前の準備もそうなんですけれども、始まってからも、学校との連絡をとっていただいたり、柔軟に、丁寧にご対応いただけたらありがたいのかなと思います。

新しい学校ができるということは、地域にとってもすごく望まれているとか、喜ばれているという部分があると思いますので、地域にとっていい場所になったらいいなと思いますので、その辺はご協力の方よろしく願います。

**学務課長** ご意見ありがとうございます。そういった兄弟関係のこと等、実際に運用を始めてみて、いろいろなご意見をいただくかと思っておりますので、そういったお話も伺いながら対応していければというふうに考えております。どうもありがとうございます。

**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「小学6年生移動教室運営業務受託者候補者の選定結果等について」、引き続き学務課長からご説明いたします。

**学務課長** 続きまして、「小学6年生移動教室運営業務受託者候補者の選定結果等について」、ご報告いたします。

小学6年生の移動教室については、実施場所や宿泊施設、体験プログラムについての民間企業の提案を受け、小学6年生の移動教室にふさわしい内容のものを選定するために、杉並区委託事業プロポーザル実施取扱要綱に基づくプロポーザル選定会議を開催して参りました。

公募については、2事業者からの応募がございましたが、この度選定会議における審査を経て、受託者候補者を選定し、実施場所が決定しましたのでご報告いたします。

また、小学5年生移動教室につきましても、宿泊場所を変更することといたしましたので、併せてご報告いたします。

まず1の小学6年生移動教室でございます。運営受託事業者ですが、京王観光株式会社東京中央支店となります。事業者の概要は資料のとおりでございます。次に、選定経過等でございますが、選定会議におきまして、実施要領、審査方法及び審査基準を定め、応募があった2事業者について、書類審査及びプレゼンテーション等を実施し、評価点数は配点総合計の6割以上で、かつ、最上位の点数を得た事業者を受託者候補者として選定いたしました。

選定経過及び選定会議の構成は資料のとおりでございます。

裏面に参りまして、移動教室先についてでございますが、実施場所は長野県白樺湖に行き、その周辺で活動することになります。

なお、実施は令和6年度から3か年でございますが、令和5年度に一部の学校において試行実施をいたします。

続きまして、2の小学5年生移動教室でございます。

小学5年生の移動教室については、これまで富士学園を宿泊場所として実施して参りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、移動教室の利用校数が減ったことで、施設の運営事業者から撤退の可能性を示唆されております。また、感染対策のために施設の収容人数を約120名に縮小しなければならないため、宿泊定員数に収まらない規模の学校については、現在の富士学園以外の民間宿泊施設を利用しているのですが、児童数は増加をしておりますので、今後もこういった傾向が当分は続くことが予想されております。このような状況を踏まえまして、令和5年度からは富士学園は利用せず、富士五湖周辺の民間宿泊施設を利用することといたします。

これまで40校が1つの施設に順番に宿泊していたので、実施時期が選

扱できないことや、期間が長期間にわたるために気温の低い初冬季まで移動教室を実施しなければならないといった課題がございましたが、今後は複数の施設を活用することによって、各学校の希望する時期に移動教室を実施し、よりよい教育環境を確保して参りたいと存じます。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** コロナ禍の中、昨年移動教室に行くことができたということ、本当にそれが1番良かったと、学校だよりとか、5、6年生がいろいろ書いているものを拝見した時があったんですけども、本当にそういうことが嬉しいんだな、喜びがあったんだなっていうことを感じられる文章、文面というか、そういう言葉をいっぱい見ました。こんなにお友達と移動教室へ行くことが楽しみだったんだと。自分の子どもを育てている時は当たり前のようになされていたことが、当たり前でなくなったということを、それを現実として受け入れなくてはならなかった数年のその子どもたちの思いというものを本当に強く感じたので、そういう意味で今回はいろんな形でまたこうやって検討していただけることが本当にありがたいなというふうに思っております。

是非、子どもたちのそういったいい体験になる場を、前向きに考えていっていただけたら良いなと思います。是非お願いしたいと思います。

このプロポーザルの表を拝見しますとですね、A社とB社とで、合計点のところをだいぶポイントが開いていますよね。今回これじゃなくて、別の件でもっとポイントの差が小さかったこともあると思うので、割合離れている結果ではなかったかなと思います。ちょっと1次審査のところのですね、「経営状況は良好か」っていうところは少々気になるところではあるんですけども、そこは配慮していただいて決定していただいていると思いますが、大きく差が開いているところですね、第1次審査も第2次審査も⑤の「行程・体験プログラムが適しているか」っていうところにあるので、ここをもう少し具体的にどんなふうに決定に至ったのかというあたりを具体的に伺えたらいいなと思っております。

それと、⑦に「実地踏査」、「実踏」って一般的に言われているやつですかね、それもなさって決定しているんですね。それもちょっと伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

**学務課長** ありがとうございます。

まず「行程・体験プログラムが適しているか」というところでの点差でございますけれども、これは1次審査の段階が書類の審査でございますので、その書類の内容の分かりやすさですとか、プログラムをどれぐらい具体的に提案してくださっているかですとか、そういったところで評価点の差が出てきているかというふうに思います。それから、2次審査の方では、これは実際にプレゼンテーションをしていただいている評価ということでございますけれども、これもやはり行程における体験プログラムの数ですとか、こういったことも体験できますよとか、こういったルートでも行けますよとか、そういった具体性の部分がやっぱりB社につきましては、あまりご提示いただけていなかったかなという、そういったところがございました。

それから、⑦の「実地踏査における評価」でございますけれども、こちらA社、B社それぞれに提案をした場所に、実際にバスで行きまして、宿泊予定の施設ですとか、あとプログラムを体験することはちょっと時間的にできないんですけれども、こういったところでこんなプログラムができますよといったところを見せていただいたりですとか、そういったことを日帰りでやっています。

**伊井委員** 具体的に現地に行かれたということで、委員の方々もイメージを掴みやすいですし、すごく具体的に把握するという意味でもありがたかったのかなというふうに思います。時間をかけて丁寧に選んでいただいていると思いますし、また子どもたちの体験として、わくわくするような体験もできるといいなと願っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

**折井委員** 質問が重なってしまう部分があるかと思うんですが、やはりちょっと気になるのは「経営状況の評価」のところ、今まで数多く公募型プロポーザルの審査結果を拝見してきましたが、ちょっと低いんじゃないかなというふうに思うんですね。ただ一方で、今までと違う点、コロナ禍によってこういった企画型の旅行ですとか、この業界は恐らくかなり厳しい状況にあるのではないかなということも思いつつも、少しちょっと心配な部分もございまして、この①の「経営状況」に関しての審査はどのような形でなされたのか。そして、その点数の低さと、それが支障がないという結果だというふうに思うんですけれども、その辺の

ところを少し教えていただけますでしょうか。

**事務局次長** 経営状況につきましては、こちらは両方とも旅行会社ということで、やはりコロナ禍におきまして、今回の京王さんだけではなくて、かなり厳しい状況というのは数字からも見てとれているんですけども、こちらにつきましては、基本的に審査する行政側も素人ですので、公認会計士の方に分析をお願いいたしまして、やはり数字的にはちょっと厳しいんですけども、母体になる親会社ですとかがしっかりしているので、実行する分には問題ないだろうというお墨付きをいただいた上で決定しておりますので、その辺は大丈夫だと考えています。

**折井委員** 安心しました。杉並の地域からすると、京王さんはとても馴染のあるところだというふうに思いますので、今後より良いプログラムの作成ができて、子どもたちが充実した移動教室ができますことを願っています。以上です。

**久保田委員** 先ほど伊井委員がおっしゃったように、やはり子どもたちにとって、行事とかあるいは宿泊行事の持つ意味というのはとても大きいものがあるなと私もずっと思っています。そんな中で、今回小学校6年生の移動教室について、その具体的な方向性がはっきりしたということで、本当に良かったなと今思っているところです。そんな中で今回3つご質問したいと思います。

1つは長野県白樺湖ということで、実際杉並からバスでどの程度の時間がかかるのかということ。

2つ目が5年生については富士五湖周辺ということは決まっており、そして今回6年生が長野県白樺湖ということで、どちらも5年6年と山に山と続くということについて。学校現場からどのような反応意見が出ているのかということ。

そして、最後3点目は、実際に長野県白樺湖に行く時は2泊3日になると思うんですが、その時の保護者負担の金額ですね、これに今までと変更があるのかどうか。

以上3点よろしくお願ひします。

**学務課長** ありがとうございます。まず、長野までのバスがどれくらいかかるかということでございますけれども、実際に実踏に行った時に時間を図りまして3時間弱ですね。2時間57分とかそういう時間だったんですけど、休憩を入れますともう少しかかるかと思っておりますけれども、その

ぐらいの時間で片道行けるような距離でございます。

次に5年生と6年生で同じような山という環境の場所に行くということで、校長先生からもやはりそういったちょっと環境的に似通ったところがあるんじゃないかというようなご意見はいただいております。これにつきましては、京王観光さんの方からはかなり体験プログラムも数多くご提案いただいております、そういったプログラムの中で体験する中身というのを変えていけるように工夫をしていけたらというふうなお話がありました。また、5年生の移動教室と6年生の移動教室ということで、児童自身が持つ役割ですとか、そういったものも変わってくるかと思っておりますので、そういったことも踏まえまして、移動教室を実施していけたらというふうに考えております。

次に白樺湖に行った時の費用の件でございますけれども、こちらは基本的には公費負担ということで変わりございませんで、実際にかかるのは向こうでの食費相当分ですね。その部分だけは自己負担でいただくということになりますので、費用面でも変更がございません。

**久保田委員** ありがとうございます。

**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

**對馬委員（職務代理者）** とりあえず白樺湖で3年間ぐらいですかね、やっていくということなのかなと思います。いろんなプログラム、今久保田委員もおっしゃったように富士学園とちょっと環境的に似通っているのかな、気候的にもたぶん高地ですので、夏は涼しいけれども5月とか10月は少し寒いような、非常に似通ったところなのかなとは思っています。また、今まで弓ヶ浜だと、例えば下田辺りの歴史なんかを勉強したりとかもできたかと思うんですけど、白樺湖はあんまりそういうのはないのかなと思ったりしますが、一方、体験プログラムを色々ご用意いただいているということなので、今までできなかった新たなこともできるかもしれない。子どもたちはやっぱり今までのお話にも出てたように、宿泊学習でもものすごく大きな学びを得ると思っておりますので、是非良い思い出というか、良い学びをしてきてもらえたらいいかなと思います。富士山との違いというものを勉強してきてもらえたらいいかもしれませんし、是非3年間ぐらいですかね、しっかりやってみていただいて、また次にどうするかってことを考えていただければいいのかなと思います。是非安全に実施できることを願っております。



**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。続きまして、報告事項3番、「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます、「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告いたします。今回任命されますのは、小学校1校の1名となっております。更新による再任命という形になってございます。委員の区分、経験等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、任期つきましては、令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間となっております。

私からの報告は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

**對馬委員（職務代理者）** こちらの方は校長推薦の2期目ということですが、バックグラウンドとか差し支えなければ教えていただけますか。

**学校支援課長** 文部科学省初等中等教育局で、ICT活用教育アドバイザーという役職をなされている方でございます。

**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課** 私からは令和4年7月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」についてご報告をいたします。

7月分の合計でございますが、合計で10件でございます。定例・新規の内訳は定例が9件、新規は1件となっております。

共催・後援の内訳は、共催が1件、後援が9件でございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

**伊井委員** 特別支援教育課の新規の後援、「特別支援教育ブックフェアの会」というのはどのような会というか、具体的に教えていただければ

と思います。

**特別支援教育課長** 今回新規で後援名義を出させていただきました、当該団体ですけれども、東京都書店商業組合の方々、8社程度がお集まりになりまして、学校の教育現場です、既に特別支援教室の全国での導入に伴い、書店への本の申し込みが多数増えてございまして、その申し込みの時に先ほどの教科用図書採択でもございましたが、かなり膨大な種類がございまして、学校の先生方も悩みながら、本人に1番適切なものを検討しつつ注文するわけなんです、そこでいろんな悩みというかですね、どのような形で選べばいいかという悩みがあるんですね。それを感じ取った書店組合の方々、専門の方々を集めまして、特別支援教育のブックフェア、本の選定の仕方と言うかですね、そういったところを出版元と協力しまして、出版元おすすめの本とかをですね、このように活用するといいですよって、3人によるフリートークとかも交えながら、細かく参加者に質疑応答をしつつ、選定の仕方みたいなところをアドバイスをする、そういった集まりでございまして。

**伊井委員** 伺ってみてすごく興味深いですし、今後、またいい形で学びに繋がっていくといいなと思いました。

ありがとうございました。

**特別支援教育課長** 参加者の方からも先ほどのとおり、本当にこんなに多くの教材があると思わなかったとか、それからその中からどのように選ぶべきかという悩みがあったという声がありました。実際にフリートークをやられた方が元教員であったり、また障害がある方も参加されている中でのトークだったので、参加した教員も非常に参考になったと同時に、今後もやってほしいみたいな要望が寄せられています。

**伊井委員** ありがとうございます。

**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。以上で報告事項の聴取を終わります。

**對馬委員（職務代理者）** それでは、冒頭に決定いたしましたとおりここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたらお願いします。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会につきましては、区議会のスケジュールの関係から日程を変更させていただきます、9月7日水曜日、午後2時か

ら開催を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**對馬委員（職務代理者）** それでは傍聴の方々のご協力をお願いいたします。

それでは改めまして事案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第1、議案第57号、区議会提出議案に関する意見聴取案件となります、「杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例」を上程いたします。

私の方からご説明をさせていただきます。

この度、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、国家公務員法等の一部が改正されまして、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とするとともに、当分の間、60歳に達した職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達する日前の俸給月額の7割水準に設定することとされました。

また、地方公務員法の一部が改正されまして、「管理監督職勤務上限年齢制」及び「定年前再任用短時間勤務制」を導入することとされたところでございます。

地方公務員の定年の年齢は条例で定めることとされており、国家公務員等との均衡の原則に基づきまして、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とする等の必要があるため、条例の改正等を行うものでございます。

なお、関連する「16件の条例改正」及び「1件の条例の廃止」につきましては条建てで行うこととしております。

教育に関するものとしましては、第12条では「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を、第13条では「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」を、第14条では「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を、第15条では「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」を、第16条では「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」をそれぞれ改正するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。

議案を8枚おめくりいただきまして、「新旧対照表」の2ページから5ページまでをご覧ください。

第12条による改正では、「地方公務員法の引用条項」を改めるほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に用語を改めるものでございます。

次に、「新旧対照表」の5ページから9ページまでをご覧ください。

第13条による改正では、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなどの用語の整理を行ってございます。

また、「新旧対照表」の9ページの「附則」におきましては、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準にすること、10ページの「第10項」では、「管理監督職勤務上限年齢制」により他の職への降任等をされた職員のうち、降任等をされた後に受ける給料月額が、降任等の前に受けていた給料月額の7割水準に達しないこととなる職員の給料月額は、当分の間、7割水準の給料月額に、各給料月額の差額を加算すること等を定めるほか、必要な規定の整備を図るものでございます。

次に、「新旧対照表」の13ページからの第14条による改正では、第12条による「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」と同様の改正を行いまして、「新旧対照表」の17ページからの第15条による改正では、第13条による「幼稚園教育職員の給与に関する条例」と同様の改正を行うものでございます。

次に、「新旧対照表」の26ページをご覧ください。

第16条による改正では、「地方公務員法の引用条項」を改めてございます。

最後に「附則」でございます。お手数ですが、議案を表紙から5枚おめくりください。

右側のページ、「附則」でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するほか、附則第2条以降におきまして、必要な準備行為及び経過措置を定めてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、それではないようですので、對馬委員、議案の採決をお願いいたします。

**對馬委員（職務代理者）** それでは採決を行います。

議案第57号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第57号につきましては原案のとおり可決します。

**庶務課長** 続きまして、日程第2、議案第58号、区議会提出議案に関する意見聴取案件となります、「令和4年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」を上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

それでは議案第58号「令和4年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」についてご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の6事業について、補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の1番目「児童・生徒の健康推進」についてご説明いたします。

現在、区立小中学校に在籍している児童・生徒の生理用品は、各家庭等保護者が用意したものを児童・生徒本人が持参し使用しております。何らかの事情により、本人が持参することができない場合や、忘れてしまった場合、急遽必要となった場合には、防災課で備蓄していた生理用品で入れ替えのため不要となったものや、試供品などを学校から渡していました。新型コロナの影響やウクライナ情勢により物価が高騰しており、また児童・生徒にとってはデリケートな問題でもあることから、安心して学校生活を送ることができるよう、教育委員会で生理用品を各小中学校で準備することとしました。このため、生理用品の購入に要する経費128万7千円を補正予算として計上するものでございます。

なお、この生理用品の購入に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の全額補助が見込まれることから、特定財源の「国・都支出金」の欄に128万7千円を補正予算として計上しており、結果として、差し引き一般財源の負担はございません。

次に表の2番目「学校給食の推進」についてご説明いたします。

本年度の給食費の標準単価について、食材費や飲用牛乳の価格が上昇

し、消費者物価指数の増加が見込まれ、給食の質の維持が困難になる恐れがあることから、給食費の標準単価を4円から6円の増額することを決定し、4月から実施いたしました。

こうした中、原油の高騰やウクライナ情勢等の影響などから消費者物価指数が上昇し、5月の各小中学校で実施した給食単価は平均で5から9円標準給食費を上回る結果となり、今後継続することが想定されています。

これ以上、保護者への負担を増額することは困難なことから、年度当初の給食費増額分も含め、給食費単価の増額分を公費補助することとしました。

また、今年度給食室改修工事に伴い、完全給食を提供できない学校の保護者は、各家庭で弁当を準備する必要があり、例年に比べ物価高騰などの影響を受けつつ、給食費以上の費用を負担することとなるので、学校給食の提供ができない期間について、牛乳給食で提供する牛乳代相当を昼食代の補助とすることとしました。

そのため、給食費保護者負担の軽減に要する経費6,266万2千円を補正予算として計上するものでございます。

なお、この給食費保護者負担の軽減に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の全額補助が見込まれることから、特定財源の「国・都支出金」の欄に6,266万2千円を補正予算として計上しており、結果として差し引き一般財源の負担はございません。

次に表の3番目「小学校の運営管理」と4番目「中学校の運営管理」、表の5番目「図書館施設維持管理」についてあわせてご説明いたします。

昨今の世界的な原油、天然ガス等の燃料費の高騰により、電気、ガスなどの光熱水費に不足が見込まれるため、光熱水費高騰分に要する経費として「小学校の運営管理」2億4,355万1千円、「中学校の運営管理」1億3,365万3千円、「図書館施設維持管理」995万円を補正予算として計上するものでございます。

次に表の6番目「社会教育センターの改修」についてご説明いたします。

社会教育センターにつきましては、老朽化に伴い、併設する3施設とあわせ、令和3年12月から改修工事を行っているところでありますが、

物価高騰による影響で資材等の価格変動が生じています。

このため、資材等の物価水準の上昇を工事契約金額に適切に反映するインフレスライドの増額として経費4,098万1千円を補正予算として計上するものでございます。

歳入歳出予算については以上でございますので、議案を1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

教育費の総額を記載してございます。

今回の補正により4億9,208万4千円を増額しまして、補正後の教育費の総額は187億4,709万1千円でございます。

なお、特定財源のうち「国・都支出金」につきましては、6,394万9千円を増額し、補正後の総額は6億988万8千円となっております。

これらにより差し引き一般財源につきましては4億2,813万5千円を増額し、補正後の総額は141億8,978万3千円でございます。

以上で補正予算についての説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

**久保田委員** 今回の予算の内容を見ますと、特に学校給食費とか光熱水費の高騰、これについてはもう今の世界の状況、日本の状況を見てもやむを得ないというか、妥当であると改めて思いました。

特にこの光熱水費の中でも、電気代について言えば、この夏の異常気象というか記録的な猛暑の連続ということの中で、各学校で熱中症予防のためにエアコンをフル稼働したということも聞いておりますし、そんな中で何校かでは電気が落ちたということも聞いております。これに対する抜本的な対処方法はキュービクルの工事というのがありますが、これにはもう莫大な予算がかかりますし、工事が必要ですので、すぐにとすることはできませんので、やはり来年以降も、やはりこういった補正で対応していくということが必要になってくるかと思えます。

改めて補正について賛成の意を表します。

**庶務課長** ありがとうございます。

電気につきましては、かなり金額が上がってきている状況でございます。今委員おっしゃっていただいたキュービクルの関係とかも含めまして、学校からも要望をいただいておりますので、すぐに全校をとというわ

けにはいかないのですけれども、計画的に改築なり、機械を含めまして改修していききたいなと考えているところでございます。

他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですが、對馬委員、議案の採決をお願いいたします。

**對馬委員（職務代理者）** それでは採決を行います。

議案第58号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

それでは異議がございませんので、議案第58号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは以上で本日予定されておりました日程を全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。

**庶務課長** ありがとうございました。